

2016 September

9

No.799

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 高木瀬

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・標準報酬月額に従業員様への通知のお願い..... 2
- ・厚生年金保険の保険料率が改定されます..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険被扶養者状況リストの提出はお済みですか..... 4
- ・健康保険証は必ず回収を..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・平成28年9・10月 社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・「健康経営」って聞いたことがありますか..... 7

- ・年金相談窓口開設等のご案内..... 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届送付先について(お願い)..... 8

職場内で回覧しましょう

## 標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額が平成28年9月1日（平成28年10月31日納付分）から適用となります。

変更後の標準報酬月額について、被保険者（従業員）のみなさまへ通知いただきますようお願いいたします。

※平成28年9月分保険料より厚生年金保険の保険料率も改定されます。保険料計算の際、ご留意願います。

## 報酬月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「報酬月額変更届」により改定を行います。

改定は次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3ヵ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3ヵ月間の支払基礎日数が毎月17日以上。

これらの条件に該当する場合は、「報酬月額変更届」をすみやかに届出してください。

**ただし、次の場合は、随時改定の要件には該当しません**ので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、2等級以上の差が生じた場合

### 添付書類が必要な場合について

次のような場合には、月額変更届を提出する際に下記の添付書類の提出が必要です。

- ① 改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合
- ② 標準報酬月額に5等級以上の降給があった場合

### 必要な添付書類

いずれの書類も提出が必要です。

- 賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までのもの）
- 出勤簿の写し（固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までのもの）

※法人の役員の場合は、株主総会または取締役会議の議事録、代表取締役等による報酬決定通知書、役員間の報酬協議書等の書類も必要となります。

# 平成28年9月分から 厚生年金保険の保険料率が 改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成28年9月分（同年10月31日納付期限分）から平成29年8月分（同年10月2日納付期限分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

## 現 行

- 一般の被保険者の方 ..... 17.828%
- 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 ..... 17.828%
- 旅客鉄道会社等の被保険者の方 ..... 17.828%
- 農林漁業団体の事業所の被保険者の方 ..... 17.828%

平成28年9月～

➔ **18.182%**

## 現 行

- 坑内員・船員の被保険者の方 ..... 17.936%

平成28年9月～

➔ **18.184%**

## 厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 ..... 13.182%～15.782%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 ..... 13.184%～15.784%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年9月分保険料の納付期限は平成28年10月31日（月）です。

# ～保険料軽減につながる～ **大切なお知らせ**

## ① 提出はお済みですか？ <健康保険被扶養者状況リスト>

協会けんぽでは、平成28年6月から、健康保険の被扶養者資格を再確認するため、事業所様あてに下記のものを送付しておりました。

提出期限(平成28年8月1日)を過ぎておりますが、ご提出がまだお済みでない事業所様は、必ずご確認のうえ、速やかにご提出をお願いします。

### 事業所様への送付物

- 被扶養者状況リスト
- 被扶養者調書兼異動届
- 説明用リーフレット
- 返信用封筒(協会私書箱行)

※紛失等で再送付希望の場合は、ご連絡ください。

### 再確認の対象者

平成28年4月1日までに扶養認定されている18歳以上の被扶養者

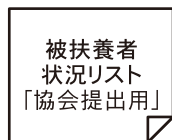
(任意継続被保険者の被扶養者を除く)

※上記に該当する被扶養者が一人もいない場合、「被扶養者状況リスト」の送付はありません。

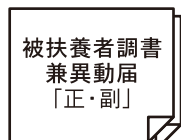
### 協会けんぽにご提出いただくもの

#### 解除となる被扶養者が**いる**場合

- 被扶養者状況リスト「協会提出用」
- 被扶養者調書兼異動届「正・副」
- 解除となる方の保険証を提出



控えは送付不要



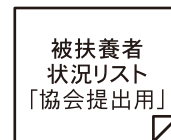
正・副2枚とも送付ください

保険証



#### 解除となる被扶養者が**いない**場合

- 被扶養者状況リスト「協会提出用」のみ提出



控えは送付不要

### 平成27年度の実績(協会けんぽ全体)

被扶養者資格の再確認による被扶養者の解除人数

約**7.3**万人

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)

約**31.5**億円

本来解除すべき被扶養者をそのままにしておくと、保険証の使用がなくとも、高齢者医療制度への拠出金に影響があり、保険料増大の原因となります。**被扶養者資格の再確認は、保険料負担の軽減につながる大切な業務**です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



## ② 必ず回収を!! <健康保険証>

従業員が退職する場合や、ご家族を扶養から外す場合には、保険証を速やかに回収し、資格喪失届・被扶養者(異動)届に添付のうえ、管轄の年金事務所または事務センターへ提出が必要です。

なお、上記届書提出時に、保険証が添付できないやむを得ない事情がある場合は、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」の添付が必要です。



### 【保険証が使用できる期間】

- ・被保険者(会社にお勤めのご本人) → **退職日まで**
- ・被扶養者(被保険者の扶養家族) → **扶養でなくなった日の前日まで**

健康保険の資格がなくなった後は、**保険証は使用できません。**  
返却が遅い場合は、本人(被保険者)宛に保険証返納のお願いを送付していますので、回収後は事業所で処分せずに、早急に当協会へご返却ください。



## 資格喪失後受診により発生する債権額・・・

資格喪失後受診による債権は、平成27年度で

**88,791**件

約**26.1**億円

も発生しています。(協会けんぽ全体)

債権回収には、事務処理労力や郵送代等のコストがかかるうえ、万が一、返納していただけない場合、**保険料上昇の原因になります。**

そうならないためにも、保険証の回収にご協力をお願いします。

## 事業所様への大切なお願い

今回の「被扶養者資格の再確認」や「保険証の回収」については、加入者皆さまの保険料に影響する大変重要な事項です。

適切な事務手続きにご理解・ご協力をお願いします。



**メルマガのご登録はこちらから!**  
役立つ情報が満載です!





平成  
**28**  
年度

# 社会保険事務講習会のごあんない

## 『健康保険の給付について』

療養の給付、傷病手当金等健康保険の給付全般について学びます。

## 『年金の給付について』

年金の給付全般について学びます。

地区	平成28年	会場	地区	平成28年	会場
唐津会場	9月13日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	佐賀会場	10月13日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	9月14日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	10月14日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	9月15日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	10月17日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
佐賀会場	9月16日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	10月19日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師 ● 全国健康保険協会佐賀支部 職員			講師 ● 日本年金機構 年金事務所職員		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

**会員事業所は無料**(但し、平成28年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『健康保険の給付について』	『年金の給付について』	
	( 唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀 ) 会場 平成 年 月 日 ( )	( 佐賀 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ) 会場 平成 年 月 日 ( )	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 ( ) - _____		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 「健康経営」って聞いたことがありますか？

健康経営とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

個人の健康を、組織の健康としてとらえることで、経営者の視点は大きく変わります。

## 「健康経営」が注目されている社会的背景

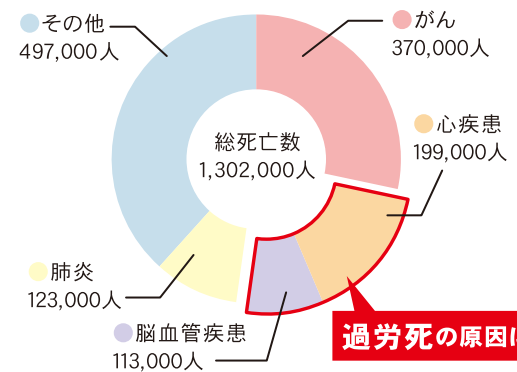
### 従業員の高齢化が進んでいます

少子高齢化にともなう労働力人口の減少により、従業員の平均年齢の高齢化が進んでいます。これとともに、がん、心疾患などの生活習慣病が増加しています。

### 働き盛りの健康を脅かす生活習慣病

生活習慣病の発症リスクは年齢とともに高まります。生活習慣病を予防するためには定期的な健診受診が欠かせません。健診を受診しない、受診しても再検査を受診しない、など放置したままにしておくと、自覚症状がないまま悪化。がん、心疾患、脳血管疾患といった命に関わる病気が、40代～50代の働き盛りの人を襲うことにもなります。

日本人の死因は「がん(悪性新生物)」「心疾患・脳血管疾患」で半数を超える



2015年人口動態統計の年間推計より

少数精鋭の中小企業ほど  
ダメージが大きい



## 従業員一人ひとりがやりがいをもって、いきいきと働くことができる職場環境の実現！

企業 健康経営を経営方針に位置づける

もちろん「自分の健康は自分で守る」  
という自助努力は大切!

健康管理・  
健康づくりを推進

社員の健康は  
企業活動の源泉

従業員に向けて  
メッセージを発信



従業員



管理職者  
人事総務担当者

経営者

企業(経営者)にとって、従業員の健康管理は法で定められた「安全配慮義務」。  
企業のリスクマネジメントとしても重要です。

平成28年10月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	10月	11日、25日	10:00~16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	10月	5日、19日	10:00~15:00		
伊 万 里 市 役 所	10月	7日、14日、21日、28日	9:30~15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	10月	4日、18日	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	10月	12日	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

- 受付時間 平日(月曜~金曜) 8:30~17:15
- 時間延長 週初の開所日 17:15~19:00
- 週末相談 第2土曜 9:30~16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

- 受付時間 平日(月曜~金曜) 8:30~17:15 (予約制)
- 予約申込先 ..... ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受けております

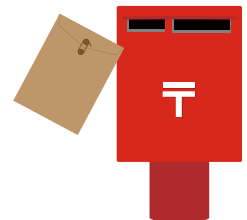
予約申込先 希望される日の前日までに申込みください。

- 佐賀年金事務所 ..... ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ..... ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ..... ☎ 0954-23-0121



## 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。



送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用第2グループ

住 所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19  
福岡ファッションビル2F

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



最近発表された人口統計資料のなかに外国人比率というのがありました。佐賀県の人口に対する外国人比率は0.423%で、全国で39位。では県内の市町別ではどうか。比率では鳥栖市の0.728%が1位ですが、あまりピンとこないで絶対数でみると、やはり多いのは佐賀市で1,144人。2位が鳥栖市で503人。3位が唐津市で484人。とやはり人口にほぼ比例しているようです。因みに一番少ないのは玄海町の4人でした。

